

裁 判 所	広島地方裁判所
事 件 番 号	平成 29 年（ワ）第 170 号、同第 692 号、令和元年（ワ）第 1403 号
事 件 名	原爆被爆二世国家賠償請求事件
判決年月日	令和 5 年 2 月 7 日
判 示 事 項	1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 1 条所定の「被爆者」の子が健康不安に対する措置を国に求める権利は憲法 13 条により保障されているか（消極） 2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 1 条所定の「被爆者」又はみなし被爆者（同法附則 17 条の規定により、同法 7 条の規定の適用については被爆者とみなされる者）と同等の措置を同法 1 条所定の「被爆者」の子に行う立法的措置を講じないことと憲法 14 条 1 項 3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 1 条所定の「被爆者」の子を同条所定の「被爆者」又はみなし被爆者（同法附則 17 条の規定により、同法 7 条の規定の適用については被爆者とみなされる者）と同等の援護の対象とする立法的措置を講じないことが、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法とはいえないとされた事例
判 決 要 旨	1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 1 条所定の「被爆者」の子が健康不安に対する措置を国に求める権利は憲法 13 条により保障されているとはいえない。 2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 1 条所定の「被爆者」又はみなし被爆者（同法附則 17 条の規定により、同法 7 条の規定の適用については被爆者とみなされる者）と同等の措置を同法 1 条所定の「被爆者」の子に行う立法的措置を講じないことは憲法 14 条 1 項に違反しない。 3 〈略〉
事案の概要	本件は、広島市に投下された原子爆弾（以下「原爆」という。）に関し、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という。）1 条所定の「被爆者」の子（親の被爆時に胎児であった者を除く。以下「被爆二世」という。）である X₁らが、原爆による放射線被害の遺伝的影響と考えられる疾病に罹患するなど、親の受けた放射線被害による影響が否定できないことによる健康不安に苛まれており、被爆者援護法の被爆者等と同等の援護（措置）を受ける権利が憲法 13 条によって保障され、また、被爆者援護法 1 条所定の被爆者、又は、被爆者援護法附則 17 条に基づき被爆者援護法 7 条（健康診断）の適用について被爆者援護法の被爆者とみなされる者と差別的取扱いをすることは憲法 14 条 1 項に違反することから、国には、被爆二世を援護の対象に含める法律の制定や改正を行う義務があるにもかかわらずこれを怠った旨主張して、国に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、慰謝料等の支払を求めた事案である。
訟 務 月 報	70 巻 4 号